

○学校法人東京理科大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成21年3月17日

規程第39号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京理科大学正規職員就業規則(令和2年規則第47号。以下「就業規則」という。)第21条、学校法人東京理科大学嘱託職員等就業規則(令和2年規則第52号。以下「嘱託職員等就業規則」という。)第28条、学校法人東京理科大学臨時職員等就業規則(令和2年規則第57号。以下「臨時職員等就業規則」という。)第24条及び学校法人東京理科大学非常勤講師就業規則(令和2年規則第62号。以下「非常勤講師就業規則」という。)第20条に規定するハラスメント防止義務の遵守に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して定めることにより、学校法人東京理科大学(以下「法人」という。)と雇用関係を有する者(以下「職員」という。)及び東京理科大学(以下「大学」という。)に在籍する学生(学籍を有する者の一切を含み、以下「学生等」という。)が個人として尊重され、就労、教育、研究又は修学に係る良好な環境が維持されるよう努めることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 次号から第6号までに定めるものの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 職員が、優越的地位又は継続的關係を利用して他の職員及び学生等に対して行う教育研究上又は就労就学上における性的な内容の不適切な言動をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメント 教育職員(学校法人東京理科大学業務規程第3条に規定する者をいう。)が、職務上の優越的地位又は継続的關係を不当に利用して他の教育職員又は学生等に対して行う教育研究上又は就学上における不適切な言動をいう。
- (4) 育児休業等に関するハラスメント 職員が、学校法人東京理科大学職員育児休業等規程(平成4年規程第1号)及び学校法人東京理科大学職員介護休業等規程(平成11年規程第21号)で定める制度又は措置の利用に関する言動により他の職員の就業環境を害することをいう。
- (5) 妊娠、出産等に関するハラスメント 職員が、女性職員の妊娠・出産に関する制度又は措置の利用に関する言動により女性職員の就業環境を害すること並びに女性職員が妊娠したこと、出産したことその他妊娠又は出産に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。
- (6) その他のハラスメント その他職員が優越的地位又は継続的關係を不当に利用して他の職員及び学生等に対して行う前4号の規定に準ずる不適切な言動をいう。

(責務)

第4条 職員は、ハラスメントを行ってはならない。

2 法人及び大学は、ハラスメントの行為者について厳正に対処する。

(防止委員会)

第5条 ハラスメントの防止に関する基本的施策を企画し、立案し、及び実施するとともに、その具体的事案に対応するための必要事項を検討し、及び実施するため、法人にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の任務を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関し啓発すること。
 - (2) ハラスメントを受けたとする者(以下「被行為者」という。)及びハラスメントの事実の指摘に関する相談を行おうとする者(以下「相談者」という。)に対する助言に関すること。
 - (3) ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置に関すること。
 - (4) 被行為者に対する救済措置を検討すること。
 - (5) ハラスメントを行ったとされる者(以下「行為者」という。)に対する懲戒処分に関する原案を検討すること。
 - (6) その他ハラスメントに関する必要事項の検討及び実施に関すること。
- (防止委員会の組織)

第6条 防止委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名した理事 1人
 - (2) 専任の職員(理事を兼ねている者を除く。)のうちから理事長が指名した者 若干人
 - (3) 総務部長
- 2 大学に係る事案に対処する場合には、前項に規定する委員のほかに、大学の学長(以下「学長」という。)が推薦した者若干人を臨時に委員(以下「臨時委員」という。)として加えることができる。
 - 3 前項第2号に規定する委員は、男女両性から構成するものとする。
 - 4 第1項第2号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 防止委員会の委員長(以下この条において「委員長」という。)は、第1項第1号に規定する委員をもってこれに充てる。
 - 6 委員長は、防止委員会の会議を招集し、その議長となる。
 - 7 防止委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。
 - 8 審議の必要に応じて、防止委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 9 その他防止委員会の運営について必要な事項は、防止委員会が定める。
- (救済の体制)

第7条 法人は、被行為者及び相談者からの苦情、相談等についての受付窓口を設けるものとする。

- 2 被行為者及び相談者が職員である場合の受付窓口は、人事部人事課又は学外の第三者機関とする。
- 3 前項に規定する学外の第三者機関の委託については、委託先機関、相談方法等の詳細を、学内に周知するものとする。
- 4 被行為者及び相談者が学生等である場合の受付窓口は、大学の学生相談室若しくは神楽坂地区については学生支援課、野田地区及び葛飾地区については当該地区の学生・キャリア支援課、北海道・長万部地区については長万部事務課とする。
- 5 相談者は、所定の申立書(様式第1号)に必要事項を記載し、受付窓口へ提出することとする。
- 6 受付窓口は、当該受付窓口において受け付けた苦情、相談等の内容等については、防止委員会の委員長に対し、速やかに報告するものとする。
- 7 防止委員会の委員長は、前項に規定する報告を受けたときには、防止委員会の議を経て、被行為者に対する救済措置を理事長又は学長に要請することができる。
- 8 防止委員会の委員長は、第6項に規定する報告に基づき次条に定める調査委員会における調査の結果、当該ハラスメントの内容が重大で行為者に対する処分が必要である

と判断した場合は、防止委員会の議を経て、職員に対する就業規則、嘱託職員等就業規則、臨時職員等就業規則及び非常勤講師就業規則の規定に基づく懲戒処分について理事長に勧告することができる。

(調査委員会)

第8条 防止委員会の委員長は、受付窓口から報告のあった事案に対応するため必要があると認めるときは、防止委員会の議を経て、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 防止委員会の委員(第6条第2項に規定する臨時委員を含む。)のうちから防止委員会の委員長が指名した者 1人

(2) 行為者又は被行為者が所属する地区に勤務する専任の職員のうちから防止委員会の委員長が指名した者 2人

3 前項第2号に規定する委員は、男女両性から構成するものとし、防止委員会の委員長が必要と認めるときは、他地区に勤務する専任の職員に替えることができるものとする。

4 防止委員会の委員長が必要と認めるときは、第2項に規定する委員に加えて、学外の有識者を委員として加えることができる。

5 防止委員会の委員長は、前条第1項に規定する相談者から申出があったときには、当該事案に関係のある職員を調査委員会の委員として指名しないものとする。

6 調査委員会は、次の任務を行う。

(1) ハラスメントに係る事実の確認及び調査に関すること。

(2) 防止委員会に対する調査結果の報告に関すること。

(3) 防止委員会に対する被行為者の救済措置に係る原案の提示に関すること。

7 調査委員会は、前項に規定する任務を行うに当たり、当該事案に係る者の人権及びプライバシーの保護に留意するものとする。

(守秘義務)

第9条 防止委員会及び調査委員会の委員その他当該事案に関する調査、審議等に係った者は、当該事案について守秘義務を負う。

(事務)

第10条 防止委員会の事務は、人事部人事課において処理する。ただし、防止委員会等において取り扱う事案が学生等に係る場合には、必要に応じて学生支援部学生支援課がこれを分担する。

2 第7条第2項に規定する学外の第三者機関に関する事務は、人事部人事課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(廃止規程)

2 学校法人東京理科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成12年規程第24号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この規程による当初の委員は、第6条第2項の規定にかかわらず、その任期を平成21年4月1日から平成22年9月30日までとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成26年7月15日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日 提出

ハラスメント防止委員会委員長 殿

申立人(署名) _____ (印)

ハラスメント申立書

申 立 人	氏名(ふりがな)		性別：男・女	年齢 歳
	学内における身分 <input type="checkbox"/> 教職員 【所属・職】 _____ <input type="checkbox"/> 学部生・大学院生 【所属学部(学科)・研究科(専攻)] _____ <input type="checkbox"/> その他			
	連絡先 (内線又は携帯番号等) 【現住所】 _____ 【電話番号】 _____ 【E-mail】 _____			
被 申 立 人	氏名(ふりがな)		性別：男・女	
	学内における身分 <input type="checkbox"/> 教職員 【所属・職】 _____ <input type="checkbox"/> 学部生・大学院生 【所属学部(学科)・研究科(専攻)] _____ <input type="checkbox"/> その他			
	申立の行為があった時点における申立人との関係			
希 望 手 続	希望する措置の具体的内容を記載			
申 立 て の 内 容	ハラスメントの日時・継続性(回数、現在も続いている・いない、場所・内容)、ハラスメントによってどのような影響を受けたか、修学・研究上・業務上の不利益を受けたか等、具体的に記載(別紙でも可)			
受 付		番 号	年(ハ)第 号	

様式第1号(第7条関係)